

「その他に関する事項について」 参考資料集

資料 2 「その他に関する事項について

『 1 容器包装の範囲 』 関係

- 1 . 京都市の家庭ごみに占めるプラスチック製容器包装等の割合 . . . 1
- 2 . 現行容器包装リサイクル法対象外の物品について . . . 3
- 3 . エコロジカル・クリーンライフの推進
～ ポリ包装資材等の自主回収への取り組みについて ～ . . . 7

資料 2 「その他に関する事項について

『 2 事業系容器包装廃棄物の取扱 』 関係

- 4 . 事業系容器包装等廃棄物の流通・処理の実態調査について . . . 17

資料 2 「その他に関する事項について

『 3 紙製容器包装の取扱 』 関係

- 5 . 容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の実績と見込み . . . 25
- 6 . (財)日本容器包装リサイクル協会の平成17年度収支予算 . . . 29

資料 2 「その他に関する事項について

『 4 小規模事業者の適用除外 』 関係

- 7 . 小規模事業者の要件 . . . 31
- 8 . 再商品化委託規模と事業者数分布の状況 . . . 33
- 9 . 市町村が負担する小規模事業者分の再商品化委託料について . . . 35

資料 2 「その他に関する事項について

『 5 ただ乗り事業者対策 』 関係

- 10 . ただ乗り事業者の現状 . . . 37
- 11 . ただ乗り事業者に対する指導及び勧告文書の例 . . . 39

裏へ続く

資料2 「その他に関する事項について

『7 容器包装廃棄物の位置付け』関係

- 1 2 . 日本から中国等へのプラスチックくずの輸出量の推移 . . . 41
- 1 3 . 中国への廃プラスチック輸出問題について . . . 43
- 1 4 . 「廃PETボトル等の不適正な輸出の防止について」の通知 . . . 45
- 1 5 . 「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現に向けて」について . . 49

資料2 「その他に関する事項について

『8 識別表示のあり方』関係

- 1 6 . 識別表示関係パンフレット抜粋 . . . 55
- 1 7 . 識別表示の普及実態等に係る調査結果（抜粋） . . . 59

資料2 「その他に関する事項について

『9 普及啓発・環境教育』関係

- 1 8 . 国や地方公共団体における環境教育・普及啓発関連施策について . . 65
- 1 9 . 環境省Webマガジン「Re-Style」について . . . 91
- 2 0 . 地方公共団体における普及啓発施策の事例 . . . 93

- 2 1 . 参照条文 . . . 95

1. 京都市の家庭ごみに占めるプラスチック製容器包装等の割合

4月8日産業構造審議会資料から

京都市が実施した「**その他プラスチック製容器包装に係る分別排出実態調査報告書**（平成14年3月）」のデータを活用した。

京都市は、平成12年度当時3つのモデル地区において**その他プラスチック製容器包装**の分別収集を行っていた。「**家庭ごみ**（生ごみ等）」「**資源ごみ**（びん、缶、ペットボトル）」「**その他プラスチック製容器包装**」の3区分での収集であり、三者を加重平均した発生レベルのごみ組成に関する報告がある。

京都市の家庭ごみ（発生レベル）に含まれる割合（重量ベース）

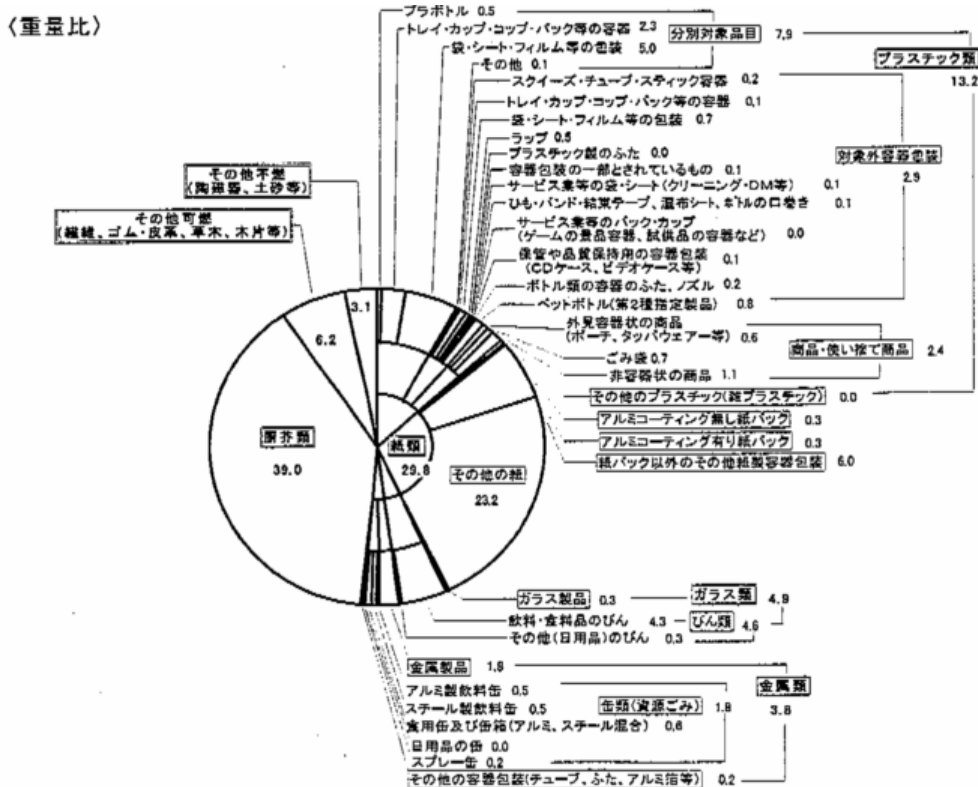
	プラスチック製ごみに占める割合	家庭ごみ全体に占める割合 ³
プラスチック製ごみ	100.0%	13.2%
容り法対象のプラスチックごみ ¹	73.1%	9.6%
サービス関連容器等 ²	1.0%	0.1%
その他（ごみ袋、PETボトル等）	25.9%	3.4%

1：京都市では、洗っても汚れが落とせない品目は収集対象外としているため、京都市の分別収集対象プラスチック製容器包装は家庭ごみ全体の7.9%

2：サービスに伴い提供される容器と試供品などの容器包装を含む。

3：四捨五入の関係で、表中の数値の合計は必ずしも一致しない。

<京都市の家庭ごみ(発生レベル)の組成>



2．現行容器包装リサイクル法対象外の物品について

(1) トイレットペーパー、ラップフィルムの芯について

トイレットペーパーの芯

トイレットペーパーの芯は、商品を包んでいないため、容器包装には当たらないと解されている。

大手メーカーのあるトイレットペーパーの芯の重量は約7gとの情報は得ているが、製品やメーカーによって紙幅や芯の材質、寸法等が異なることや、コアレス(芯なし)製品も存在することから、正確な使用重量の推計は困難である。

なお、トイレットペーパー自体の生産量については、約966千t(平成16年1月～12月、経済産業省生産動態統計より)である。仮に、1ロール当たりの重量を150gとして、全てが7gの芯を有するものと仮定するならば、平成16年の生産量は約643,825万ロールとなり、芯重量の総計は約45千tとなる(事業系と家庭系は区別していない)。

ラップフィルムの芯

ラップの材質は、一般的にポリ塩化ビニリデン系、ポリ塩化ビニール系、ポリオレフィン系に大別でき、市場ではポリ塩化ビニリデン系のラップが最も多く流通している。ポリ塩化ビニリデン製ラップフィルムについてその生産量等を推計すると以下ようになる。

ポリ塩化ビニリデン樹脂生産量	71,422 t
内 ラップフィルムに使用される量	41,070 t
ラップフィルム生産本数	390 百万本(一巻を30cm×20mと仮定)
使用される芯の重量	19,500 t(芯の重量を約50gと仮定)
	塩化ビニリデン衛生協議会の推計による

(2) クリーニングの袋について

クリーニングの袋は、サービスの提供に付随するものであるため、現行容器包装リサイクル法の対象外になっているが、その使用量は以下のように推計される。

	業界規模		使用される容器包装の量(トン/年)		事業者規模の分布状況
	事業者数	売上総額(億円)	業界全体 (トン/年)	一事業者あたり (トン/年)	小規模事業者の割合(%)
クリーニング業	86,036 (H13) 【事業所数: 155,109 (H15)】	21,749 (H11)	66,842	0.777 【事業所数では、0.431】	74,622 86.7% (H13、4人以下)
内 一般クリーニング所 (注1)	【事業所数: 44,041 (H15)】		55,765	【事業所数では、1.26】	
内 取次店 (注2)	【事業所数: 111,068 (H15)】		11,077	【事業所数では、0.10】	

資料: クリーニング業については厚生労働省健康局生活衛生課が事業者団体からの情報を基に推計、環境省が整理した。

(注1) 「一般クリーニング所」とは、溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗濯(クリーニング)する施設のこと。

(注2) 「取次店」とは、洗濯は行わず、洗濯物の受け渡しだけを行う施設のこと。

(3) CDやDVD等のケースについて

CDやDVD等のケースは、保管時の安全や品質保持等の観点から中身の商品(ディスク等)と一体と理解されている。

CDやDVD等のケースについては、一般的なケース(CD1枚を格納するジュエルケース 平均67g、DVD1枚を格納するトールケース 平均80g 等)の他、複数枚のディスクを格納するケースや特殊な構造をしたケース等が多数存在するため、正確な使用重量の推計は困難である。以下は、中身の商品の生産量に関する資料である。

単位：千枚(巻)

		国内生産量(H16)	輸入量(H14)	輸出量(H14)
オーディオレコード	CD	302,255	62,491	3,811
	アナログディスク	894	7,729	48
	カセットテープ	8,999		
	その他	531		
	合計	312,680	70,220	3,859
ビデオ (音楽ビデオを含む)	DVD	139,590		
	テープ・LDその他	6,676		
	合計	146,266		

資料：(社)日本レコード協会ホームページから環境省作成

国内生産量は、(社)日本レコード協会調べによる平成16年1月から12月の実績値。輸入量及び輸出量は、財務省関税局日本貿易統計を基に(社)日本レコード協会が公表する平成14年1月から12月の推計値。

「-」(ハイフン)はデータが存在しないことを意味する。「カセットテープ」及び「ビデオ(音楽ビデオを含む)」については、輸出量及び輸入量が僅少であるから無視している。

「オーディオレコード」における「その他」とは、SACDやDVDオーディオ等のこと。

3. エコロジカル・クリーンライフの推進

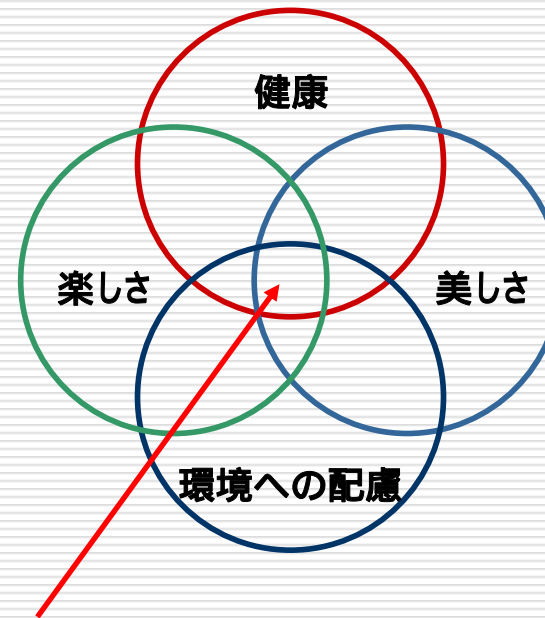
ポリ包装資材等の自主回収への取り組みについて

日本クリーニング環境保全センター

エコロジカル・クリーンライフとは

循環型社会を迎えた今、クリーニング業界としても、従来の業界ビジョンであるクリーンライフ思想(=『健康、美しさ、楽しさ』の3要素の提供を通じて『心の豊かさ』を提供する業界になろうという思想)に、新たに「環境への配慮」を加えた新業界ビジョン。平成12年に提唱された。

具体的には、新たに循環型社会形成の基本原則である3つのR-リデュース(省資源)・リユース(再利用)・リサイクル(再資源化)に積極的に取り組んでいくことで、国民の快適な生活実現に向けての貢献を深めていこうという考え方に他ならない。



エコロジカル・クリーンライフ

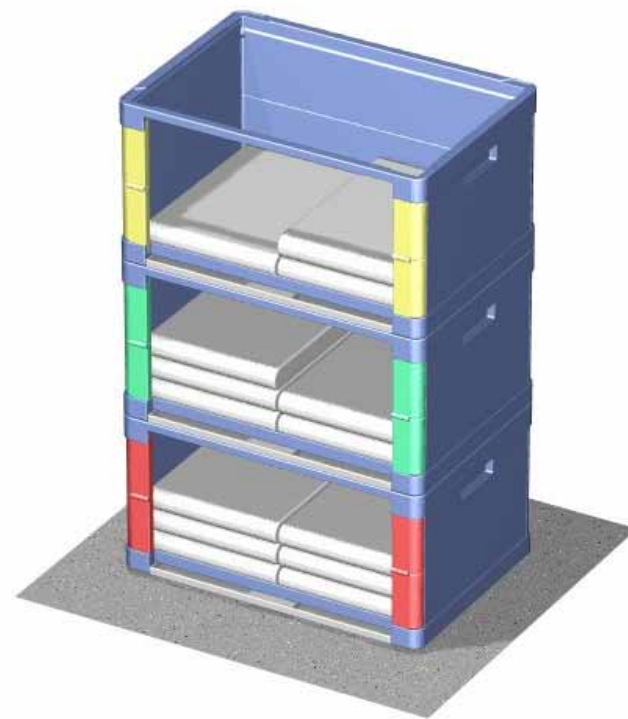
エコロジカル・クリーンライフ 目標

□ 究極の目標

『クリーニング店からゴミとなるものを
家庭に一切持ち込まない』

包装材は、あくまでも搬送中の汚れ防止のためだけのものであるから、この機能さえ備えていけば、使い捨ての素材である必要性はないはずである。コスト面が問題となるが、繰り返し利用が可能であるならばトータル的には差異はない。

またハンガー類も元々は、工場での作業工程上の必要性から生じたものであり、必ずしも消費者が求めて導入されたサービスではない。つまり、ポリ包装、針金ハンガーとも、どうしても必要なサービスではなく、むしろなくすべきだという考え方である。



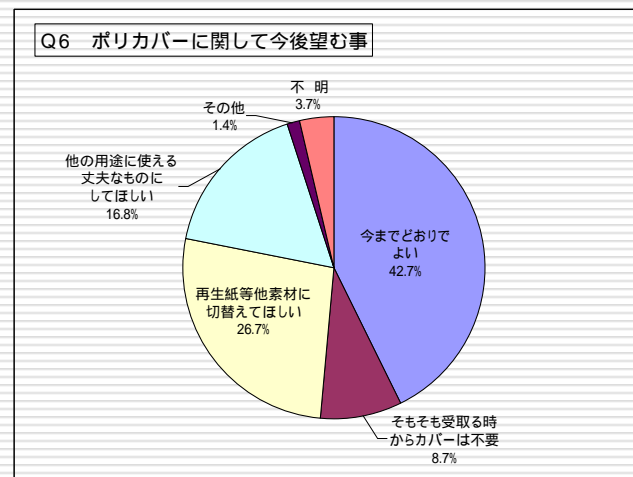
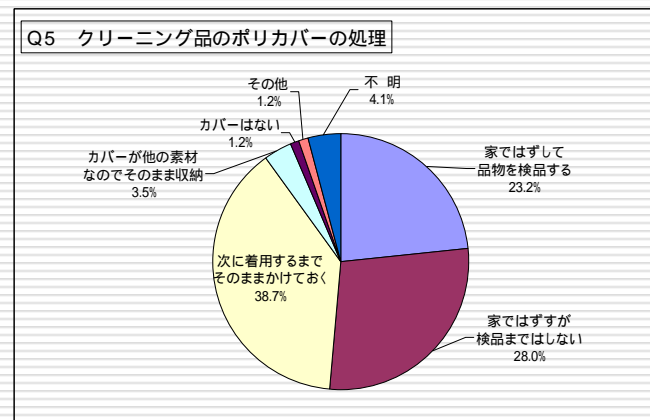
外交・集配層向けのトビラ付コンテナ。
顧客専用のマイボックス

ポリ包装資材に関する消費者意識

平成13年・全国クリーニング生活衛生同業組合連合会調べ

- ポリカバーの処理については、「家ではずして検品する」消費者は全体の3割にも満たなかった。「次に着用するまでそのままかけておく」がもっとも多く4割以上だった

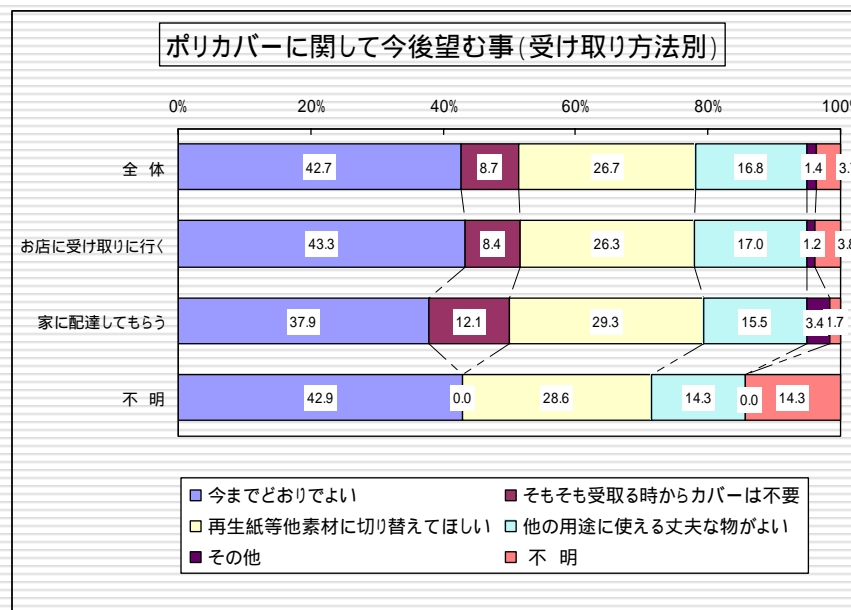
- ポリカバーについて今後クリーニングに望むことは、「今までどおりでよい」が4割以上でもっとも多かった。一方で「再生紙等、他の素材に切替えてほしい」という意見も4分の1以上から挙げられた。



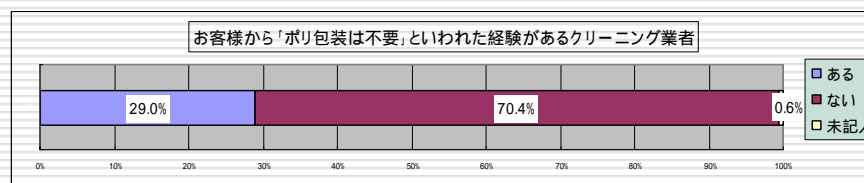
ポリ包装資材に関する消費者意識

平成13年・全国クリーニング生活衛生同業組合連合会調べ

- 全般的な傾向としては、受け取り方法の違いによって大きな差はないが、「家に配達してもらう」方が「そもそも受け取るときからカバーは不要である」という回答が多い傾向がみられた。



クリーニング業者の実に3割近くが「ポリ包装は不要」といわれた経験を持っている。



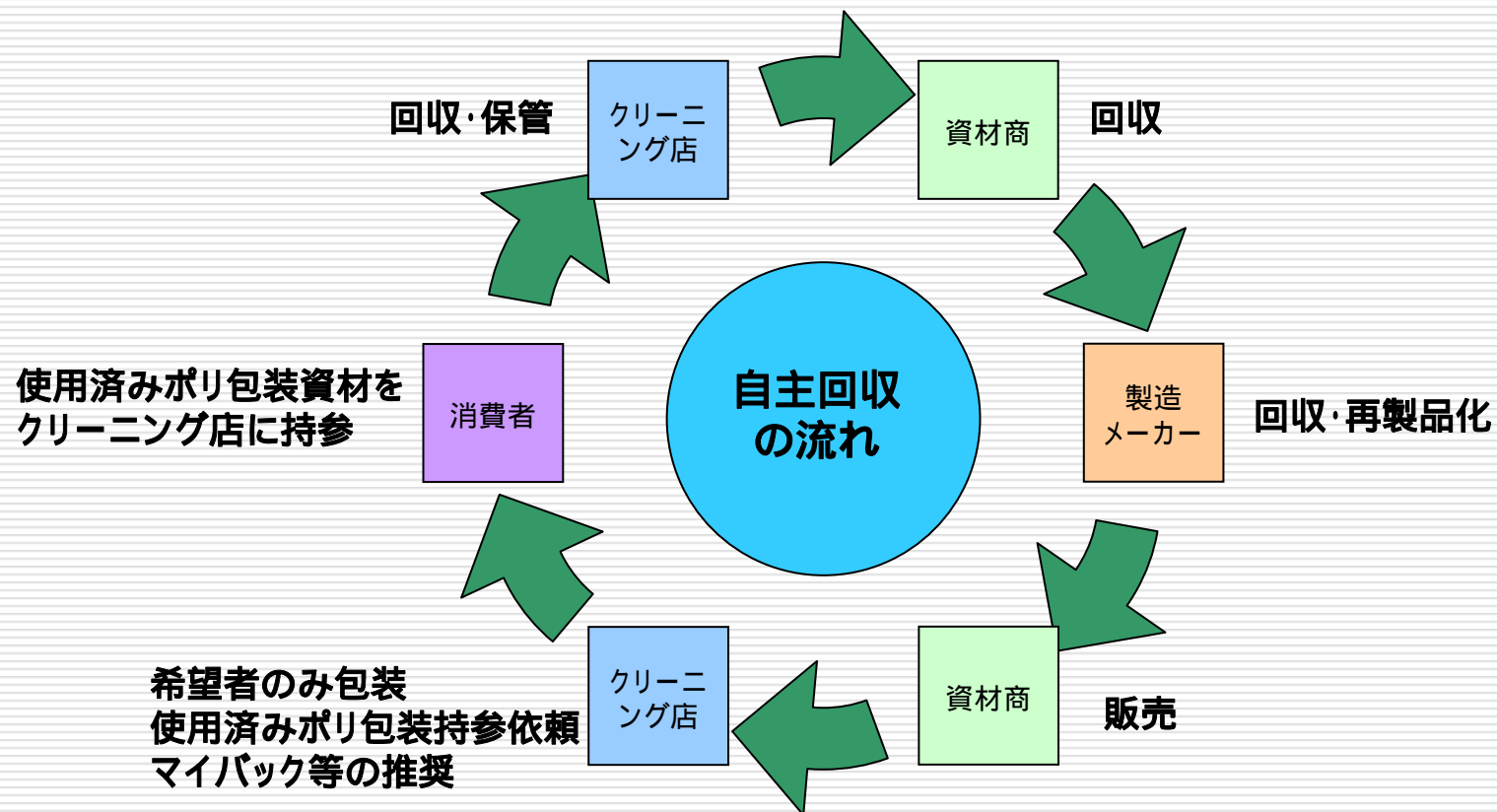
ポリ包装資材等の自主回収への取り組みについて

クリーニング業界では、ポリ包装資材の自主回収制度の構築に着手しています。

「クリーニング店で回収されたすべてのポリ包装資材をクリーニング資材商が回収、再製品化(流れは次ページ参照)」

平成16年のクリーニング業法改正により、洗濯処理方法等の説明努力義務が追加されたが、これにあわせて、消費者に「ポリ包装回収」についても説明し、回収を推進する。

ポリ包装資材等の自主回収への取り組みについて(図)



お客様からの回収方法

1．店頭での回収

専用クリーニングバッグを利用

仕上り品の引渡しの際に専用バッグに入れ、お持ち帰りいただきます。

お客様宅でポリ包装資材をはずし、専用バッグに入れて、次回来店時にお持ちいただきます。

希望するお客様のみポリ包装を使用

ポリ包装の可否をお客様に確認し、ポリ包装を希望するお客様にのみポリ包装したものを引き渡します。

2．外交の場合

外交担当者が、お客様宅への訪問（集荷）の際に、専用バッグを利用するなどして、ポリ包装資材を回収します。

店頭ポスター・チラシ等記載例(案)

お客様各位

当店では、環境への配慮、ゴミの減量化に積極的に取り組んでおります。
クリーニング品の包装は、ご希望のお客様にのみ、お付けいたします。
お持ち帰りいただいたポリ包装は、すぐに取り外してください。

(この包装は運搬時の汚れ防止のものです。包装したままですと、大切な衣類に変化が生じる場合がありますので、必ず取り外してください)

取り外したポリ包装は家庭ゴミとして出さず、当店にお持ちください。
当店を通じて再資源化を行います。

趣旨ご理解のうえ、ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、当店では運搬時に便利で清潔な、お客様専用の『クリーニングバッグ』をご用意しております。
お気軽にお申し出ください。

店 主



具体的スケジュール案

4月上旬～5月中旬	具体的方策(自主回収システム)骨子案最終調整
5月下旬	全ク連 / 環境保全センター / クリーンライフ協会 / 他各団体 総会等で「自主回収への取り組み」を決議
6月～7月	具体的回収システム構築(専門委員会)
6月～12月	クリーニング業界への周知期間
10月～12月	消費者への周知期間
平成18年1月～	本格スタート (ただし、これ以前でも体制が整った地域は先行スタートする)

4 . 事業系容器包装等廃棄物の流通・処理の実態調査について

平成 17 年 4 月
環境省 リサイクル推進室

(1) 調査の概要

本調査は、事業系容器包装廃棄物の流通・処理の実態を把握する目的で、業種別に対象を抽出し、アンケート形式により実施したものである。本調査は、平成 17 年 1 月 17 日から 2 月 28 日にかけて行われ、その調査回答に関する回収率等は以下のとおりとなっている。

業種分類	送付数	回収数	回収率	備考(当該業種に該当する例)
交通機関	154	72	47%	空港、鉄道(JR、私鉄)、観光バス
レジャー施設	128	66	52%	映画館、野球場、サッカースタジアム、 その他レジャー施設
教育機関	59	45	76%	大学
オフィスビル	58	36	62%	
ショッピングセンター	90	52	58%	スーパーマーケット、ショッピングセンター
チェーンストア	19	11	58%	ファーストフード、コンビニ
ボトラー	52	34	65%	
合計	560	316	56%	

アンケートでは、各種の容器包装廃棄物について、その排出方法（資源ごみとして、可燃ごみとして等々）、再生利用をしているか否か、再生利用する際の再生利用先（国内か輸出か等）、再生利用する際の再資源化の主体（自社か他者か等）において自社で再資源化していない場合の容器包装廃棄物の引渡し先、等を質問した。

(2) 調査結果の概要

容器包装別の排出方法に関しては、スチール缶、アルミ缶、びん、ペットボトル及び段ボールについては、事業者の約 7、8 割がこれらを資源ごみとして排出している。これを重量ベースで見ると、スチール缶、アルミ缶、びん及び段ボールのほぼ全量が、ペットボトル及び白色トレイの 8 割強が、紙パックの 6 割強が資源ごみとして排出されている。

容器包装別の処理方法に関しては、スチール缶、アルミ缶、びん、ペットボトル及び段ボールについては、事業者の約 8、9 割がこれらを再生利用している。これを重量ベースで見ると、スチール缶、アルミ缶、びん及び段ボールのほぼ全量が、ペットボトルの 8 割強が、紙パックの 6 割強が再生利用されている。

以上から、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装については、その排出方法、処理方法のいずれについてもいまだ低い水準にとどまってはいるものの、他の容器包装廃棄物はお

おむね資源ごみとして回収され、再生利用されていることがうかがえる結果となっている。
なお、再生利用される場合にあっては、その大半が国内で再生利用されている。

次ページ以降、調査結果をグラフ化したものを、「排出方法」、「処理方法」、「再生利用先」、「再資源化の主体」、「引渡し先」の順に掲載。

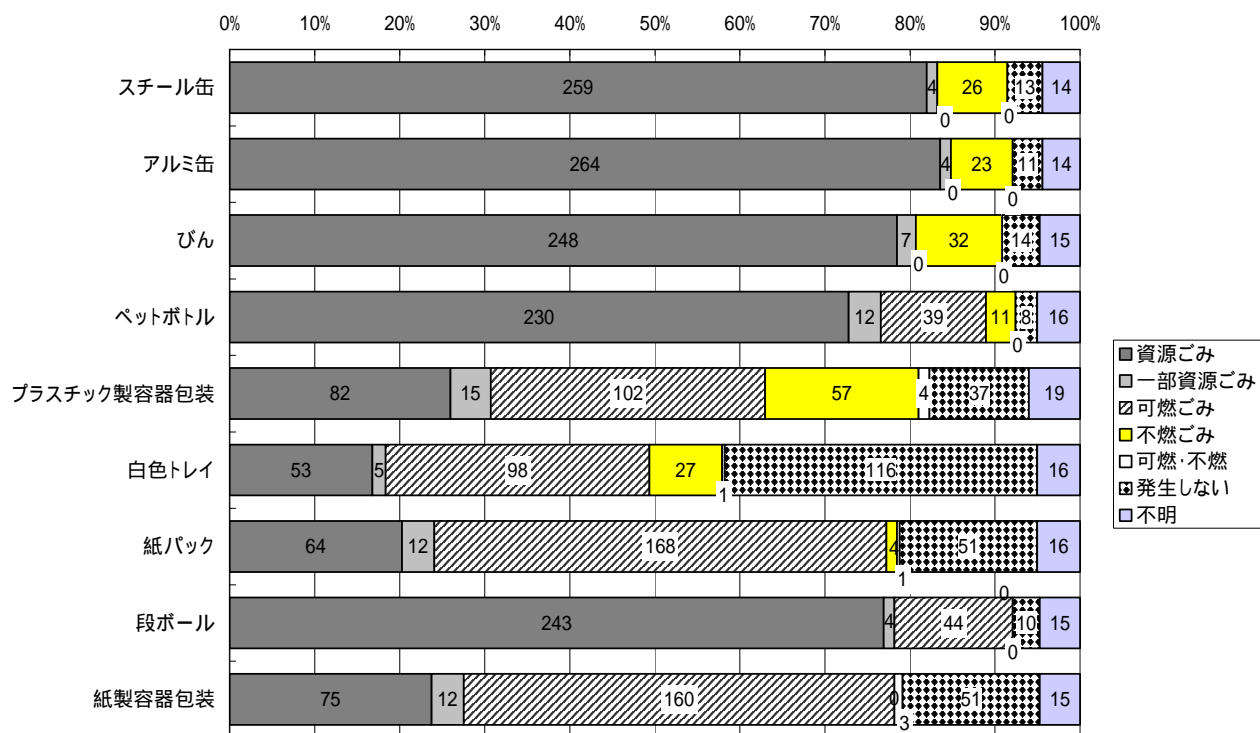
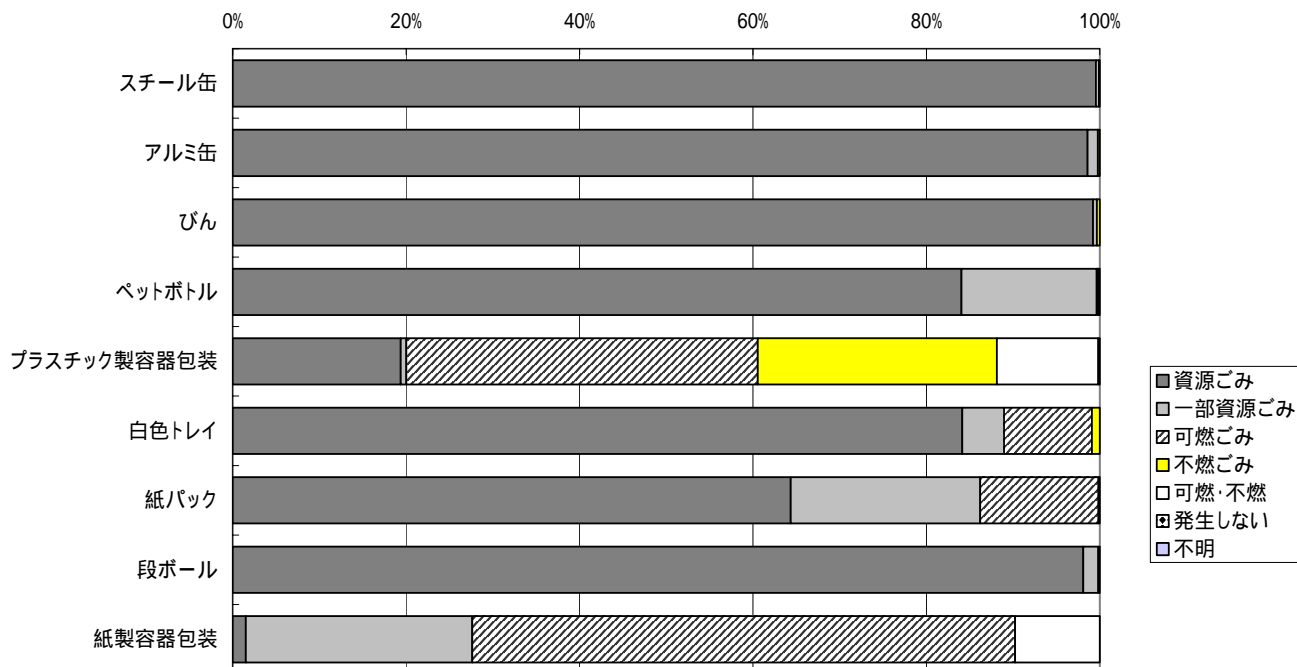
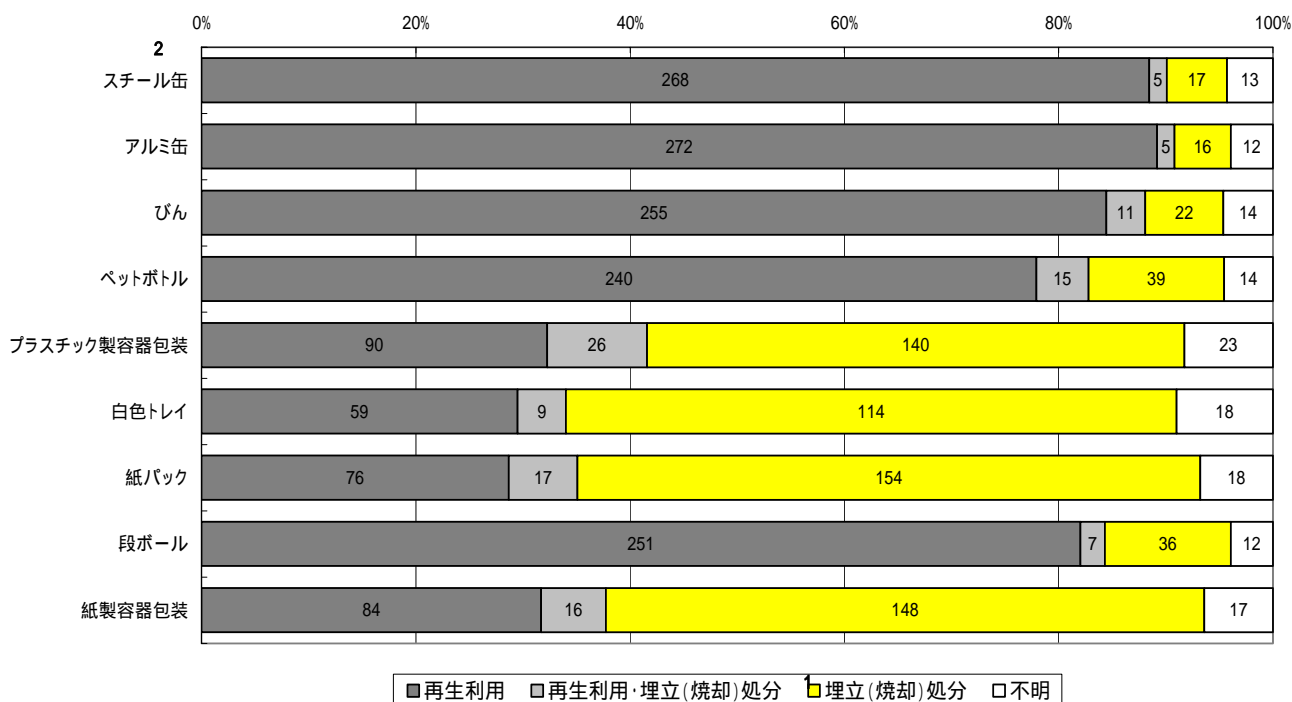


図 容器包装別の排出方法 (件数)



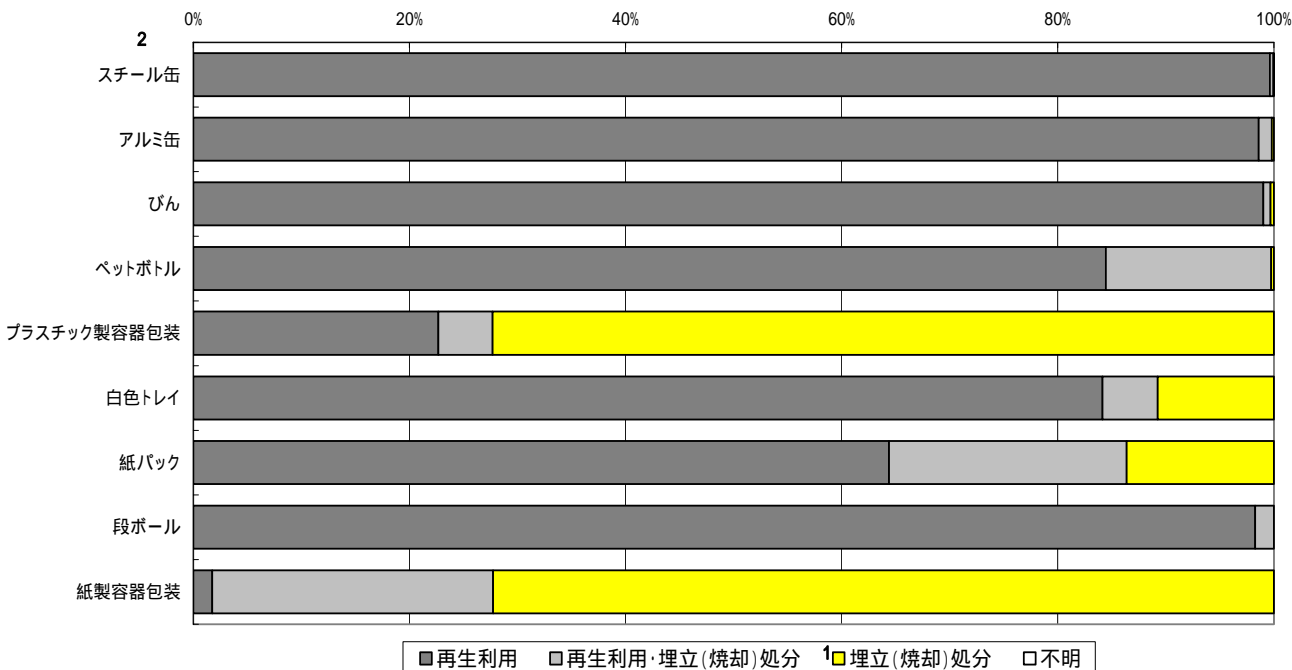
1 「重量%」とは、排出方法別の重量の回答が得られたものを合計し、割合に換算したものである。

図 容器包装別の排出方法 (重量%)¹



- 1 「再生利用・埋立(焼却)処分」とは、一部を再生利用し、一部を埋立または焼却処分というように、一事業者で両方の処理を行っていることを指す。
- 2 容器包装ごとの回答母数は、排出方法で「発生しない」を選択した事業者以外の事業者の合計数となっている。

図 容器包装別の処理方法 (件数)



- 1 「再生利用・埋立(焼却)処分」とは、一部を再生利用し、一部を埋立または焼却処分というように、一事業者で両方の処理を行っていることを指す。
- 2 容器包装ごとの回答母数は、排出方法で「発生しない」を選択した事業者以外の事業者の合計数となっている。
- 3 「重量%」とは、処理方法別の重量の回答が得られたものを合計し、割合に換算したものである。

図 容器包装別の処理方法 (重量%)³

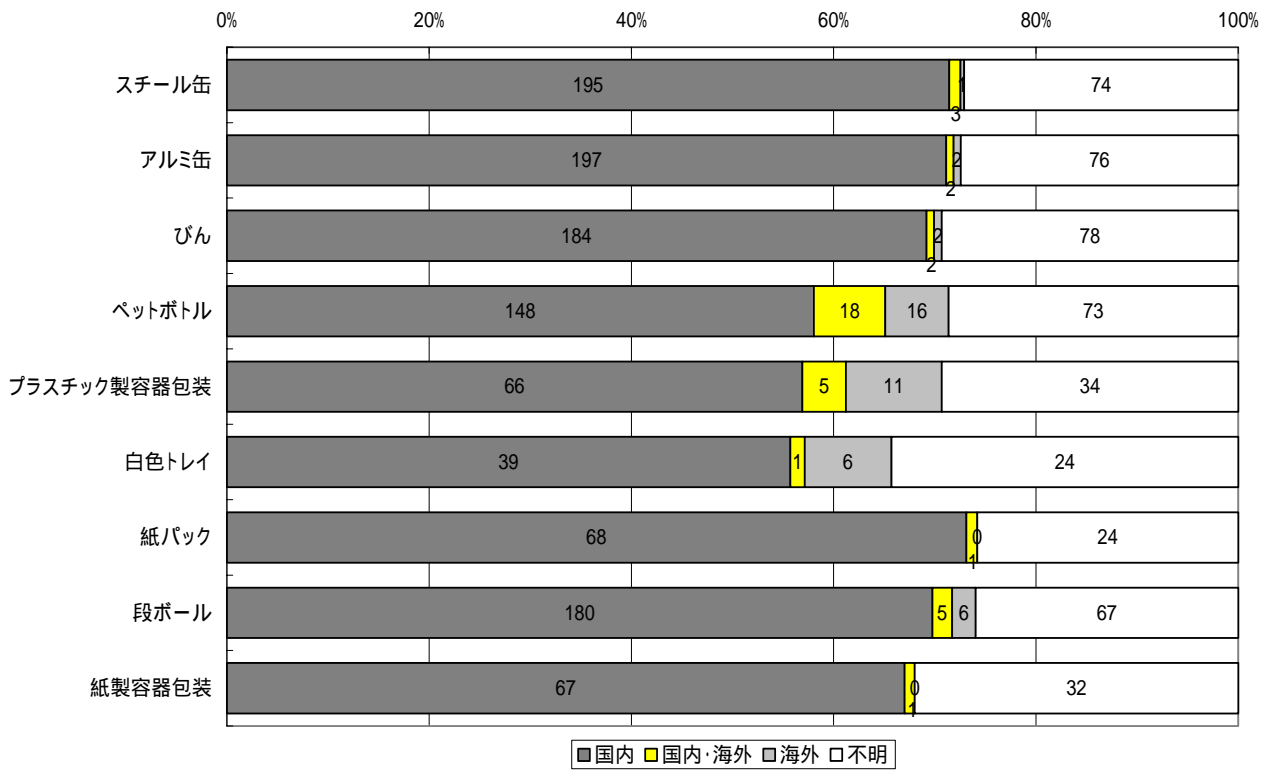
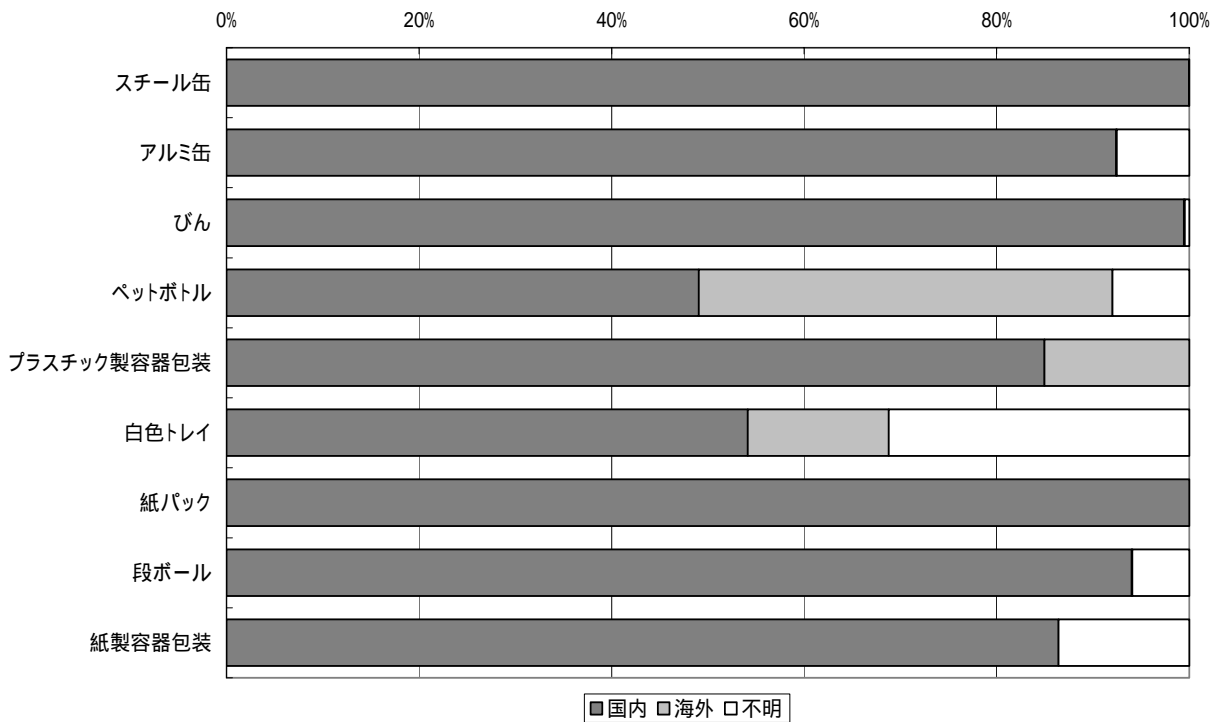
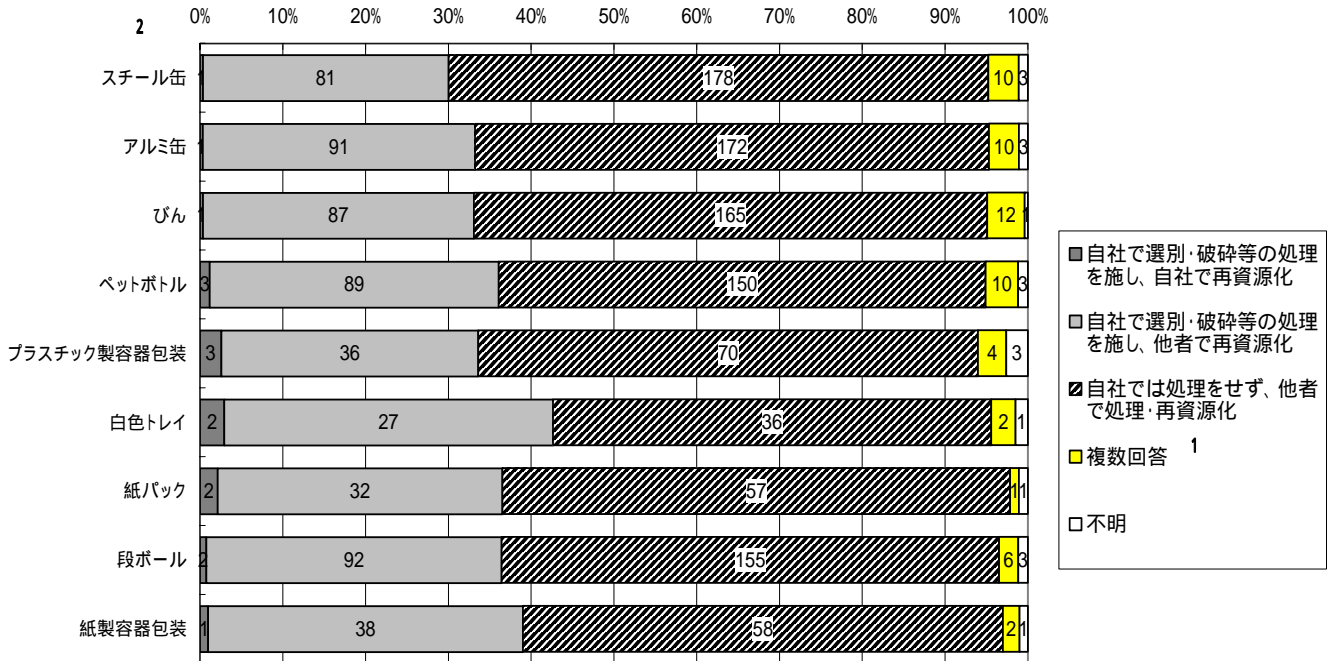


図 容器包装別の再生利用先 (件数)



1 「重量%」とは、再生利用先別の重量の回答が得られたものを合計し、割合に換算したものである。

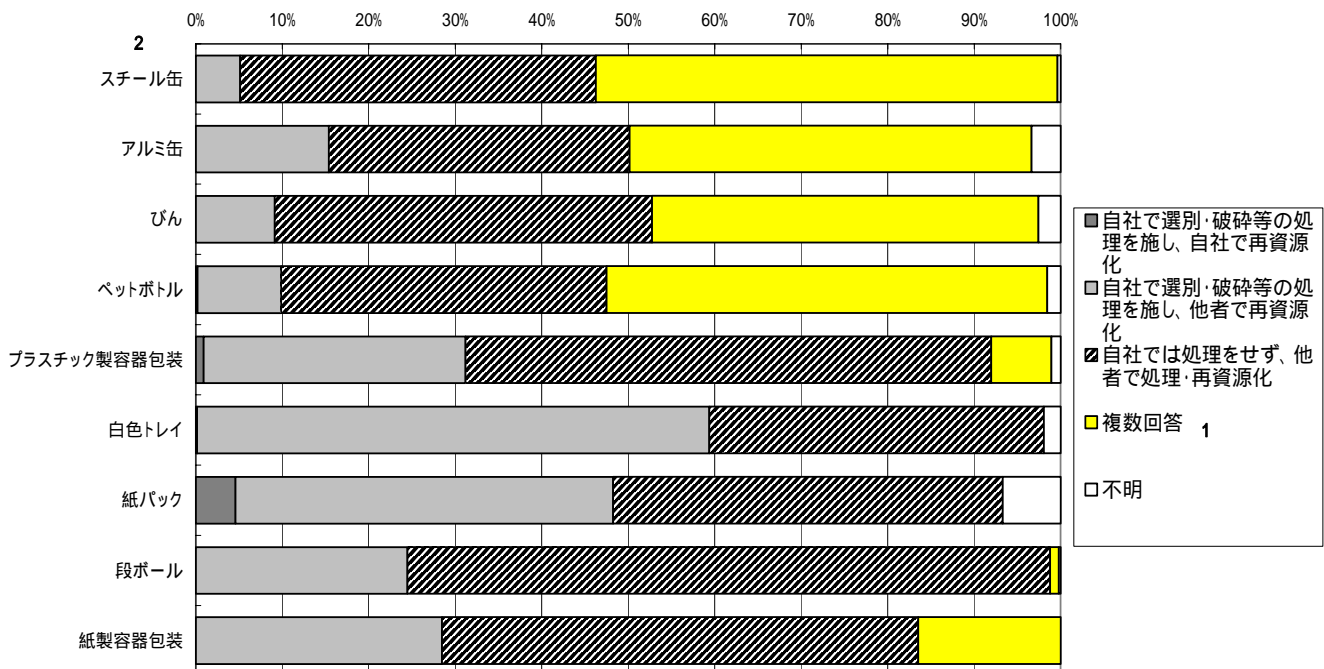
図 容器包装別の再生利用先 (重量%)¹



1「複数回答」については、複数の項目を選択した事業者の合計を指す。「自社で処理を施し他者で再資源化」、あるいは、「自社では処理をせず他者で処理・再資源化」の両者を選択した回答が大半であった。

2 容器包装ごとの回答母数は、処理方法で「再生利用(リサイクル)している」を選択した事業者の合計数となっている。

図 再資源化の主体 (件数)

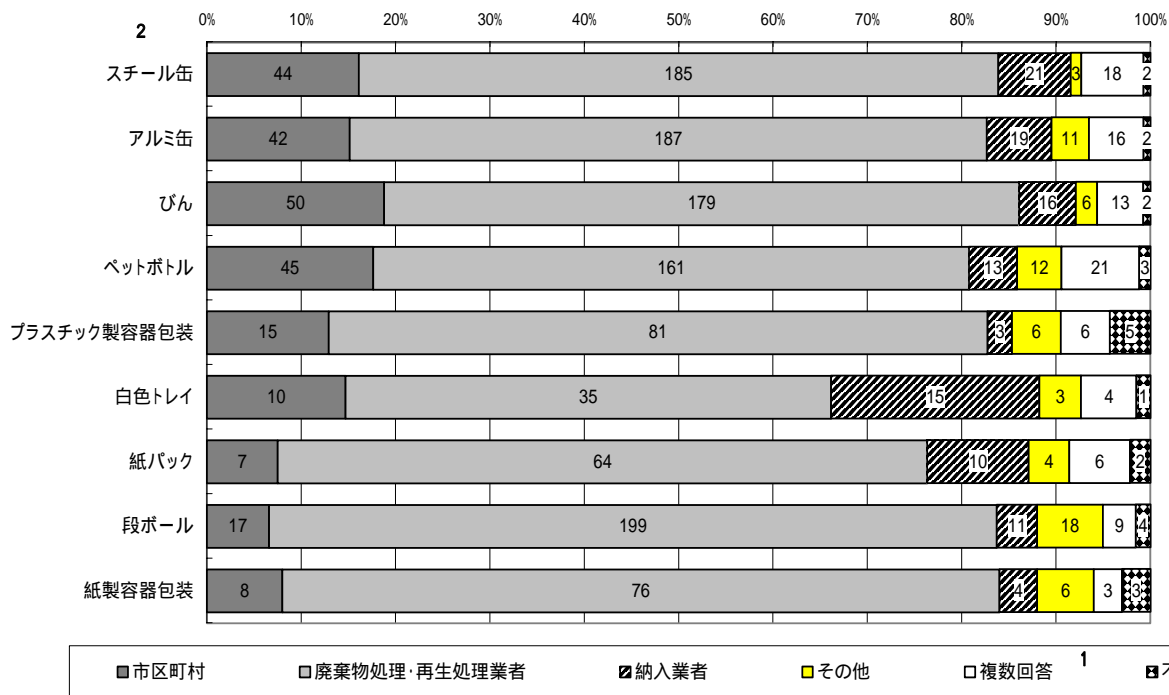


1「複数回答」については、複数の項目を選択した事業者の合計を指す。「自社で処理を施し他者で再資源化」、あるいは、「自社では処理をせず他者で処理・再資源化」の両者を選択した回答が大半であった。

2 容器包装ごとの回答母数は、処理方法で「再生利用(リサイクル)している」を選択した事業者の合計数となっている。

3「重量%」とは、再資源化の主体別の重量の回答が得られたものを合計し、割合に換算したものである。

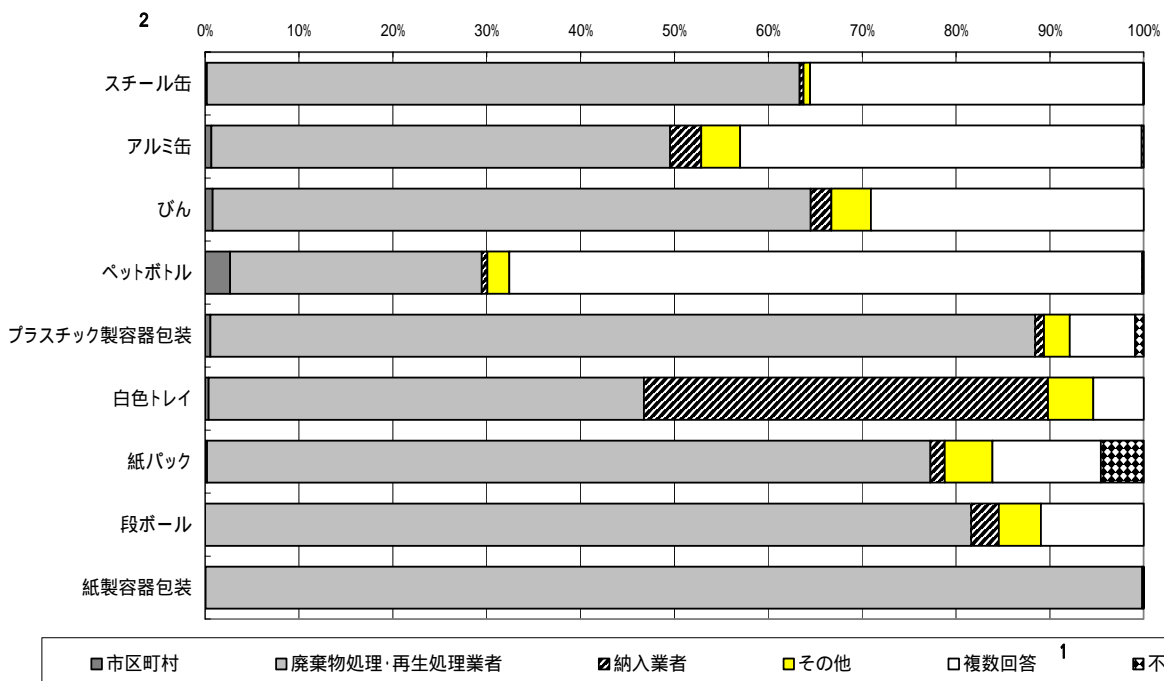
図 再資源化の主体 (重量%) 3



¹「複数回答」については、複数の項目を選択した事業者の合計を指す。「市区町村」と「廃棄物処理・再生処理業者」の両者への引渡し、もしくは、「廃棄物処理・再生処理業者」と「納入業者」の両者への引渡しが多く見られた。

²容器包装ごとの回答母数は、再資源化主体について「自社で選別・破碎等の処理を実施し、他者で再資源化」又は「自社では処理をせず、他者で処理・再資源化」を選択した事業者の合計数となっている。

図 引渡し先 (件数)



¹「複数回答」については、複数の項目を選択した事業者の合計を指す。「市区町村」と「廃棄物処理・再生処理業者」の両者への引渡し、もしくは、「廃棄物処理・再生処理業者」と「納入業者」の両者への引渡しが多く見られた。

²容器包装ごとの回答母数は、再資源化主体について「自社で選別・破碎等の処理を実施し、他者で再資源化」又は「自社では処理をせず、他者で処理・再資源化」を選択した事業者の合計数となっている。

³「重量%」とは、引渡し先別の重量の回答が得られたものを合計し、割合に換算したものである。

図 引渡し先 (重量%)³

５．容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の実績と見込み

出典：環境省資料

(1) 分別収集と再商品化の実績

品目名	年度	分別収集 計画量 (トン)	分別収集 実績量 (トン)	再商品化量 (トン)	分別収集実施市町村		
					市町村数	割合 (%)	人口 カバー率 (%)
無色の ガラス製 容器	15	431,395	356,977	345,208	2,911	92.3	97.5
	14	505,175	348,698	337,888	2,795	86.4	94.7
	13	483,879	355,157	339,443	2,725	83.9	93.8
	12	458,559	352,386	334,549	2,618	81.1	92.6
	11	542,451	326,110	307,237	1,991	61.2	86.3
	10	486,025	322,284	303,240	1,862	57.2	84.6
	9	406,133	292,775	275,119	1,610	49.5	76.8
茶色の ガラス製 容器	15	372,004	309,857	297,510	2,922	92.6	97.6
	14	405,634	304,172	293,240	2,807	86.8	94.8
	13	388,351	311,993	298,785	2,737	84.3	93.8
	12	369,346	312,539	294,959	2,631	81.5	92.7
	11	369,894	290,127	272,559	1,992	61.3	86.4
	10	358,012	274,374	256,227	1,866	57.3	84.6
	9	299,536	243,916	228,170	1,610	49.5	77.0
その他の 色の ガラス製 容器	15	197,500	165,011	157,217	2,872	91.0	97.0
	14	197,930	163,903	156,856	2,740	84.7	93.8
	13	189,620	162,481	152,965	2,706	83.4	93.2
	12	180,459	164,551	150,139	2,566	79.5	91.1
	11	155,603	149,332	134,084	1,915	58.9	83.9
	10	140,443	136,953	123,227	1,784	54.8	81.9
	9	118,536	107,533	95,190	1,535	47.2	74.1
紙製 容器包装	15	147,590	76,878	69,508	748	23.7	27.0
	14	152,764	57,977	54,145	525	16.2	21.0
	13	120,308	49,723	44,675	404	12.4	16.8
	12	86,724	34,537	26,310	343	10.6	13.0
ペット ボトル	15	214,209	211,753	204,993	2,891	91.6	96.5
	14	198,672	188,194	183,427	2,747	84.9	93.5
	13	172,605	161,651	155,837	2,617	80.6	91.8
	12	103,491	124,873	117,877	2,340	72.5	86.9
	11	59,263	75,811	70,783	1,214	37.3	67.4
	10	44,590	47,620	45,192	1,011	31.1	62.0
	9	21,180	21,361	19,330	631	19.4	41.8
プラスチック製 容器包装	15	486,585	401,697	384,865	1,685	53.4	59.3
	14	486,727	282,561	268,640	1,306	40.4	48.4
	13	389,272	197,273	180,306	1,121	34.5	43.6
	12	239,174	100,810	77,568	881	27.3	30.7
うち 白色 トレイ	15	10,214	4,217	3,993	1,013	32.1	23.1
	14	14,882	3,552	3,239	800	24.7	22.0
	13	11,865	3,402	3,011	726	22.4	20.4
	12	8,277	3,039	2,499	612	19.0	15.3

品目名	年度	分別収集計画量 (トン)	分別収集実績量 (トン)	再商品化量 (トン)	分別収集実施市町村		
					市町村数	割合 (%)	人口 カバー率 (%)
スチール缶	15	507,815	393,650	387,875	3,116	98.8	98.5
	14	620,045	419,667	415,364	3,123	96.5	97.7
	13	598,648	461,357	450,229	3,104	95.6	97.3
	12	576,461	484,752	476,177	3,065	94.9	96.9
	11	636,099	471,127	456,892	2,625	80.7	91.8
	10	590,858	471,638	461,347	2,572	79.0	91.4
	9	526,701	464,662	443,506	2,411	74.1	86.4
アルミ缶	15	170,742	139,321	137,055	3,108	98.5	98.5
	14	189,519	145,789	144,101	3,130	96.8	97.6
	13	181,111	141,408	137,753	3,112	95.9	97.4
	12	172,889	135,910	132,386	3,078	95.3	97.0
	11	187,025	128,541	124,690	2,647	81.4	92.0
	10	170,535	121,214	117,315	2,587	79.5	91.7
	9	148,885	112,527	107,455	2,420	74.3	86.7
段ボール	15	641,117	554,309	538,043	2,446	77.5	80.4
	14	486,107	502,903	498,702	2,105	65.1	72.0
	13	458,519	448,855	438,598	1,942	59.8	67.1
	12	434,888	380,290	372,576	1,728	53.5	61.0
紙パック	15	24,911	16,636	15,742	2,031	64.4	79.0
	14	35,502	15,696	15,358	1,849	57.2	74.1
	13	31,514	13,136	12,435	1,756	54.1	70.9
	12	28,065	12,565	12,071	1,599	49.5	69.1
	11	36,626	9,574	9,416	1,176	36.2	54.9
	10	30,072	8,939	8,670	1,111	34.1	54.7
	9	23,028	6,644	6,419	993	30.5	43.4
合 計	15	3,193,868	2,626,089	2,538,016	-		
	14	3,278,075	2,429,560	2,367,721	-		
	13	3,013,827	2,303,034	2,211,025	-		
	12	2,650,056	2,103,213	1,994,612	-		
	11	1,986,961	1,450,822	1,375,661	-		
	10	1,820,535	1,383,022	1,315,218	-		
	9	1,543,999	1,249,418	1,175,189	-		

- 1 再商品化量」とは再商品化計画に基づき再商品化を行う再商品化事業者に市町村が引き渡した量である。
- 2 全国の総人口は平成15年4月1日時点で12,745万人。

(2) 分別収集計画

分別収集実施市町村数

区 分	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
無色ガラス	3,108 (95.9%)	3,137 (96.8%)	3,148 (97.1%)	3,166 (97.7%)	3,169 (97.8%)
茶色ガラス	3,109 (95.9%)	3,138 (96.8%)	3,149 (97.2%)	3,167 (97.7%)	3,169 (97.8%)
その他ガラス	3,073 (94.8%)	3,108 (95.9%)	3,123 (96.4%)	3,144 (97.0%)	3,154 (97.3%)
紙製容器包装	1,435 (44.3%)	1,574 (48.6%)	1,706 (52.6%)	1,841 (56.8%)	1,916 (59.1%)
ペットボトル	3,027 (93.4%)	3,072 (94.8%)	3,097 (95.6%)	3,130 (96.6%)	3,132 (96.6%)
プラスチック製容器包装	2,152 (66.4%)	2,355 (72.7%)	2,500 (77.1%)	2,615 (80.7%)	2,666 (82.3%)
スチール缶	3,223 (99.4%)	3,226 (99.5%)	3,226 (99.5%)	3,226 (99.5%)	3,226 (99.5%)
アルミ缶	3,225 (99.5%)	3,227 (99.6%)	3,227 (99.6%)	3,227 (99.6%)	3,227 (99.6%)
段ボール	2,813 (86.8%)	2,847 (87.8%)	2,890 (89.2%)	2,933 (90.5%)	2,942 (90.8%)
紙パック	2,526 (77.9%)	2,581 (79.6%)	2,657 (82.0%)	2,724 (84.0%)	2,731 (84.3%)

分別収集計画量

(単位 :千トン)

区 分	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
無色ガラス	431	442	451	460	467
茶色ガラス	372	381	387	395	401
その他ガラス	198	203	206	210	214
紙製容器包装	148	165	190	207	222
ペットボトル	214	229	243	259	273
プラスチック製容器包装	487	629	757	859	922
スチール缶	508	516	522	529	535
アルミ缶	171	176	179	183	187
段ボール	641	661	679	698	715
紙パック	25	27	28	30	31

(3) 再商品化計画量

(単位 :千トン)

区 分	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
無色ガラス	270	270	270	270	270
茶色ガラス	200	200	200	200	200
その他ガラス	160	160	160	160	160
紙製容器包装	313	505	505	505	505
ペットボトル	292	311	315	317	319
プラスチック製容器包装	591	655	776	835	892

6. 日本容器包装リサイクル協会の平成17年度収支予算
括弧内は16年度

(単位:千円)

収入内訳	収入金額 (a)	支出内訳						協会経費割合 (g) / (a)
		再商品化 委託料 (b)	再商品化 協会経費 (c)	再商品化 委託事業費 (d)=(b)+(c)	その他 事業費 (e)	管理費等 (f)	協会経費計 (g)=(c)+(e)+(f)	
財産運用収入	(240) 240					(240) 240	(240) 240	(100.0%) 100.0%
賛助会費	(5,000) 3,000				(5,000) 3,000		(5,000) 3,000	(100.0%) 100.0%
前期繰越収支差額	(29,680) 0					(29,680) 0	(29,680) 0	(100.0%) 0.0%
再商品化受託料収入	(58,107,748) 65,743,897	(55,676,615) 63,217,678	(2,028,793) 2,113,779	(57,705,408) 65,331,457	(71,140) 74,740	(331,200) 337,700	(2,431,133) 2,526,219	(4.2%) 3.8%
ガラス	(2,241,375) 2,109,717	(1,830,200) 1,692,968	(320,690) 321,464	(2,150,890) 2,014,432	(17,410) 18,685	(73,075) 76,600	(411,175) 416,749	(18.3%) 19.8%
PET	(10,992,000) 7,591,720	(10,674,712) 7,257,600	(229,803) 247,635	(10,904,515) 7,505,235	(18,910) 18,885	(68,575) 67,600	(317,288) 334,120	(2.9%) 4.4%
プラスチック	(43,724,306) 55,097,505	(42,670,103) 53,978,810	(929,218) 990,310	(43,599,321) 54,969,120	(17,410) 18,885	(107,575) 109,500	(1,054,203) 1,118,695	(2.4%) 2.0%
紙	(1,150,067) 944,955	(501,600) 288,300	(549,082) 554,370	(1,050,682) 842,670	(17,410) 18,285	(81,975) 84,000	(648,467) 656,655	(56.4%) 69.5%
合計	(58,142,668) 65,747,137	(55,676,615) 63,217,678	(2,028,793) 2,113,779	(57,705,408) 65,331,457	(76,140) 77,740	(361,120) 337,940	(2,466,053) 2,529,459	(4.2%) 3.8%

出典： 日本容器包装リサイクル協会収支予算書

7. 小規模事業者の要件

(1) 対象事業者の拡大

	平成9年4月～	平成12年4月～
大企業者		ガラスびん、ペットボトル
		紙製・プラ製容器包装
中小企業者		ガラスびん、ペットボトル
		紙製・プラ製容器包装
小規模事業者 再商品化義務は免除		

(2) 対象事業者の範囲

会社・個人 製造業等 小売業・サービス業等 卸売業

適用期間	製造業等	小売業・サービス業等	卸売業
平成9年度から適用	下記以外	下記以外	下記以外
平成12年度から適用	(ア)300人以下 または (イ)1億円以下	(ア)50人以下 または (イ)1千万円以下	(ア)100人以下 または (イ)3千万円以下
適用除外	(ア)20人以下 かつ (ウ)2億4千万円以下	(ア)5人以下 かつ (ウ)7千万円以下	(ア)5人以下 かつ (ウ)7千万円以下

組合等 製造業等 小売業・サービス業等 卸売業

適用期間	製造業等	小売業・サービス業等	卸売業
平成9年度から適用	下記以外	下記以外	下記以外
平成12年度から適用	(ア)300人以下	(ア)50人以下	(ア)100人以下
適用除外	(ア)20人以下 かつ (ウ)2億4千万円以下	(ア)5人以下 かつ (ウ)7千万円以下	(ア)5人以下 かつ (ウ)7千万円以下

民法34条に規定する法人、学校法人等

下記以外
(ア)300人以下
(ア)20人以下 かつ (ウ)2億4千万円以下

(ア) 常時使用する従業員の数 (イ) 資本の額または出資の総額
(ウ) その事業年度におけるすべての事業の売上高の総額

8 . 再商品化委託規模と事業者数分布の状況

我が国の再商品化義務履行事業者の数（(財)日本容器包装リサイクル協会と再商品化契約を結んだ特定事業者数）は 67,196 社（平成 15 年度）となっており、容器包装のリサイクル制度を有する他の国と比較しても、極めて高い水準にある。

国	義務履行事業者数	人口
ドイツ	18,560	8,244 万人
フランス	22,000	5,887 万人
日本	67,196	12,762 万人

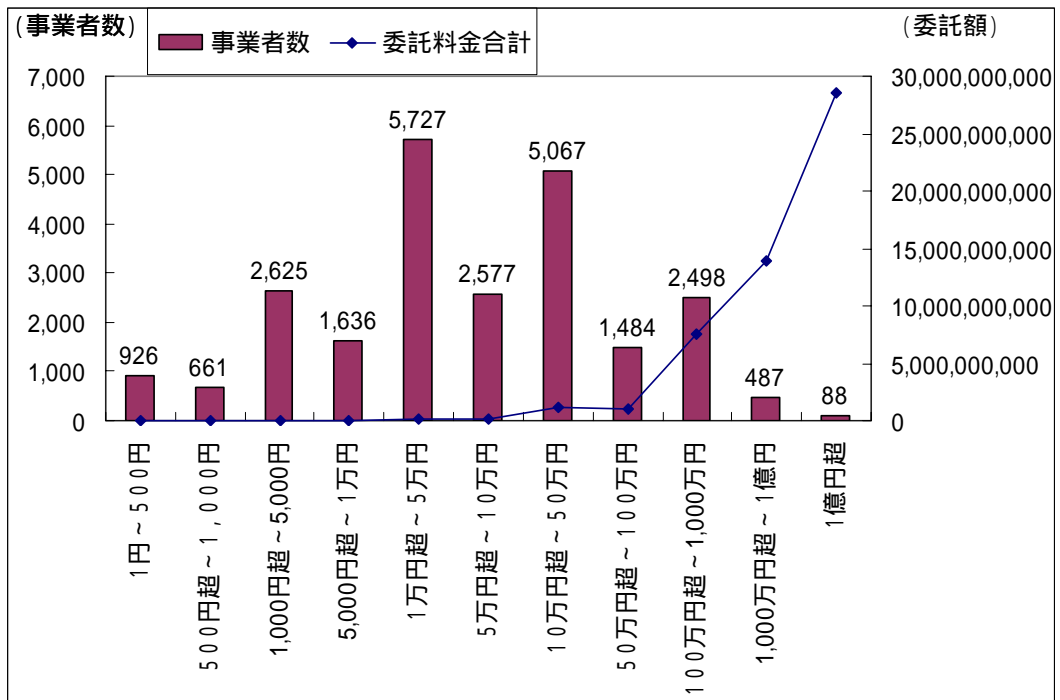
出典：ドイツ・フランスについては“Pro Europe Annual Report”から
ドイツ・フランスは 2003 年 12 月時点のデータ。

この再商品化義務履行事業者の数を委託金額別に見れば、少数の大規模事業者が全委託料金のお大半を支払っていることが分かる。

表：平成 15 年度の特定事業者の申込み額をもとにした委託規模と事業者数分布の状況

委託料金区分	事業者数	委託料金合計
1円～500円	926	222,224
500円超～1,000円	661	486,654
1,000円超～5,000円	2,625	7,087,911
5,000円超～1万円	1,636	11,935,447
1万円超～5万円	5,727	148,889,260
5万円超～10万円	2,577	184,889,018
10万円超～50万円	5,067	1,215,965,344
50万円超～100万円	1,484	1,051,883,114
100万円超～1,000万円	2,498	7,537,262,540
1,000万円超～1億円	487	13,942,310,663
1億円超	88	28,553,831,894
合計	23,776	52,654,764,069

事業者数は、フランチャイズ事業者に適用される一括代理人契約により契約された事業者を 1 と数えている。また、委託料金合計は精算前の額を使用している。



経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課資料

9. 市町村が負担する小規模事業者分の再商品化委託料について

(1) 市町村及び特定事業者が負担する再商品化委託料の推移

精算後特定事業者再商品化委託料推移

(単位：円)

	ガラスびん	ペットボトル	プラ製容器包装	紙製容器包装	合計
平成9年度	564,756,723	867,144,958	0	0	1,431,901,681
平成10年度	905,039,766	2,662,272,465	0	0	3,567,312,231
平成11年度	1,070,133,121	4,021,267,766	0	0	5,091,400,887
平成12年度	1,901,205,977	6,850,407,025	6,525,995,022	1,170,079,250	16,447,687,274
平成13年度	2,185,703,653	9,103,830,401	14,485,689,952	1,174,103,126	26,949,327,132
平成14年度	1,873,211,874	9,096,336,617	21,549,751,659	925,189,720	33,444,489,870
平成15年度	1,523,079,757	8,417,695,064	29,046,009,065	941,482,020	39,928,265,906

市町村再商品化委託料推移

(単位：円)

	ガラスびん	ペットボトル	プラ製容器包装	紙製容器包装	合計
平成9年度	140,187,348	150,250,012	0	0	290,437,360
平成10年度	188,834,903	163,689,579	0	0	352,524,482
平成11年度	298,529,322	283,002,271	0	0	581,531,593
平成12年度	206,031,634	87,537,055	405,573,210	39,123,233	738,265,132
平成13年度	245,751,930	117,501,683	1,308,788,040	88,426,652	1,760,468,305
平成14年度	264,176,663	120,815,808	1,416,037,828	72,258,270	1,873,288,569
平成15年度	238,486,524	10,147,115	2,137,699,272	59,456,029	2,445,788,940

特定事業者・市町村合計

(単位：円)

	ガラスびん	ペットボトル	プラ製容器包装	紙製容器包装	合計
平成9年度	704,944,071	1,017,394,970	0	0	1,722,339,041
平成10年度	1,093,874,669	2,825,962,044	0	0	3,919,836,713
平成11年度	1,368,662,443	4,304,270,037	0	0	5,672,932,480
平成12年度	2,107,237,611	6,937,944,080	6,931,568,232	1,209,202,483	17,185,952,406
平成13年度	2,431,455,583	9,221,332,084	15,794,477,992	1,262,529,778	28,709,795,437
平成14年度	2,137,388,537	9,217,152,425	22,965,789,487	997,447,990	35,317,778,439
平成15年度	1,761,566,281	8,427,842,179	31,183,708,337	1,000,938,049	42,374,054,846

出典：(財)日本容器包装リサイクル協会資料

(2) 市町村が負担する小規模事業者分再商品化委託料の全体に占める割合の推移

(単位 : %)

	無色ガラス	茶色ガラス	その他 ガラス	ペット ボトル	プラ製容器 包装	紙製容器 包装
平成 9 年度	6	6	11	2		
平成 1 0 年度	9	16	10	1		
平成 1 1 年度	10	15	10	1		
平成 1 2 年度	10	15	10	1	6	6
平成 1 3 年度	10	15	10	1	8	7
平成 1 4 年度	10	16	10	1	8	7
平成 1 5 年度	10	18	12	0	9	8
平成 1 6 年度	8	19	12	0	8	8
平成 1 7 年度	6	19	11	0	7	7

市町村負担比率は、 $(1 - \text{特定事業者責任比率}) \times 100$ の算式により算出したもの。

資料：環境省作成

10. ただ乗り事業者の現状

ただ乗り事業者の存在の程度については、全ての事業者の容器包装の使用実態を把握することは困難であるため、確認はされていない。以下に示す表は、再商品化義務総量に対する容器包装リサイクル協会契約数量の比率の推移である。再商品化義務総量の算定には推計も加わっていることから、その比率が実態を正確に表しているとは必ずしも言えないが、全体の傾向を示しているものと想像することは可能である。

(単位：トン)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
容リ協会契約総量 (a)	671,114	958,990	1,099,264	1,226,111	1,393,595
再商品化義務総量 (b)	816,773	1,053,570	1,184,820	1,270,290	1,429,760
a / b	0.822	0.910	0.928	0.965	0.974

注1：平成16年度の容リ協会契約総量は平成17年2月末までの申込量

注2：(a)と(b)では、数値の算定に係る基本的考え方が一致しない。

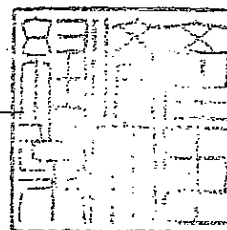
出典：(財)日本容器包装リサイクル協会、主務省告示

経済産業省

平成16・07・08産第4号
平成16年7月9日

株式会社
代表取締役 殿

経済産業大臣 中川 昭



容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条に基づ
く指導について

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第2条第11項から第13項において定義する特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者（以下「特定事業者」という。）は、それぞれ法第11条、第12条又は第13条に基づき、法第2条第8項において定義する再商品化をしなければなりません。

一方、貴社については、当省が行った調査により特定事業者であることが確認されておりますが、平成16年7月9日現在、貴社が再商品化をしたことを確認できておりません。ついては、法第19条に基づき、下記のとおり指導します。

なお、本指導に従わない場合には、法第20条第1項に基づく措置をとることがあります。

記

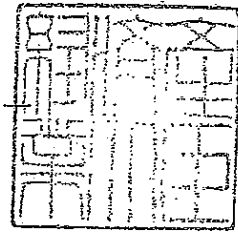
法第11条第2項、法第12条第2項又は法第13条第2項で規定する再商品化義務量の再商品化をすること。

経済産業省

平成16・12・13産第8号
平成16年12月13日

株式会社 [REDACTED]
代表取締役 [REDACTED] 殿

経済産業大臣 中川 昭一



容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第20条第1項
に基づく勧告について

貴社に対し、平成16年7月9日付文書において、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第19条に基づき、法第2条第8項において定義する再商品化をするよう指導しましたが、平成16年11月25日現在、貴社が再商品化をした事実が認められないため、法第20条第1項に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、本勧告に従わない場合には、法第20条第2項に基づき、その旨を公表することがあります。

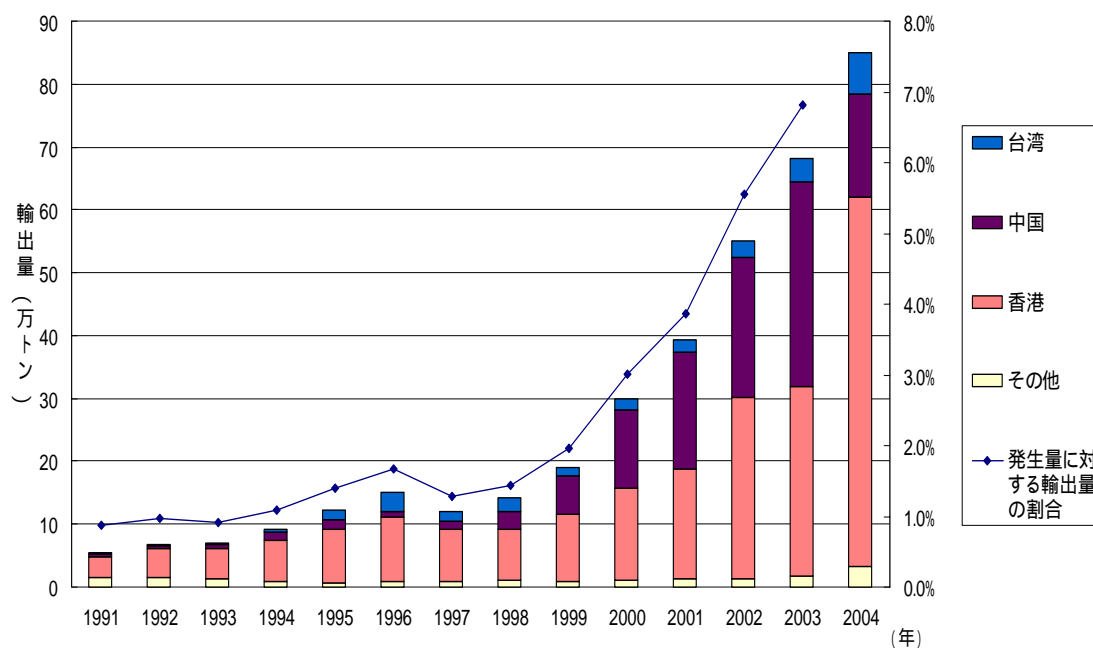
記

法第11条第2項、法第12条第2項又は法第13条第2項で規定する再商品化義務量の再商品化をすること。

12. 日本から中国等へのプラスチックくずの輸出量の推移

4月8日産業構造審議会資料から

2000年以降、急速に輸出量が伸びている。2004年には、中国への輸出が減少するとともに、それを上回る規模で香港への輸出量が増加している。



出所：輸出量は財務省貿易統計、国内発生量は(社)プラスチック処理促進協会調査に基づき作成。

輸出量には貿易統計中の、プラスチックのくず(HSコード3915)の数値を用いた。

13. 中国への廃プラスチック輸出問題について

1. 事案の経緯

- ・ 4月29日、在北京日本大使館に対して、中国国家質量監督検験検疫総局（「検験総局」：輸入品検査等の機関）より、我が国企業が中国山東省に輸出した廃プラスチック（以下「廃プラ」という。）に再生利用できないものが混入しており、中国国内法等に違反する事案として、日本政府に厳正な対処を求める旨の通報あり。
- ・ 5月8日、「日本から中国への廃プラの船積前検査を暫定的に中止」との検験総局公告
- ・ 5月11日、日中商品検査（中国の在日輸入品検査民間機関）は、廃プラの検査受付を停止。
- ・ 5月13～14日、在北京日本大使館館員が現地を調査。リサイクルに適さないもの等の混入を確認。
- ・ 5月20日、環境省及び経済産業省が職員を派遣。北京において検験総局及び国家環境保護総局と話し合い。中国国内法違反（輸入廃プラについて不純物0.1%未満等の品質基準）について認識の一致。
- ・ 以降、日本側と中国側の対応協議が日本大使館等を通じ、また、経産省審議官の訪中（9月）、検験総局幹部の訪日（10月、11月）の際に行われた。
- ・ 12月20日、日中経済パートナーシップ協議事務レベル会合において、貨物返送等の懸案事項への柔軟な対応と早期の輸入再開について中国側へ要望。

2. 現状

早期の輸入停止措置解除を行うため、日本側から外交ルート等を通じ、貨物返送と補償問題についての具体的な協議と柔軟な対応の申し出に対し、中国側からは本件について3条件（問題貨物の返送、廃プラを購入した中国関係者への日本企業による補償、再発防止対応）を整理し早急に解決したい旨の表明があり、早期解決に向け日中双方が連絡を密にして対応することで合意している。

返送問題については、中国税関からの連絡を受け、平成17年2月以降、当該廃プラの日本への返送について、日本側関係企業が青島税関と交渉。現時点では、輸入再開の具体的な期日の目途は立っていない。

14. 「廃PETボトル等の不適正な輸出の防止について」の通知

「廃PETボトル等の不適正な輸出の防止について」に関する通知について
(お知らせ)

平成17年1月19日(水)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

室長：橋詰 博樹 (内線6881)

室長補佐：松本 英昭 (内線6886)

担当：白石 賢司 (内線6886)

企画課リサイクル推進室

室長：藤井 康弘 (内線6831)

担当：清水 延彦 (内線6821)

近年、循環資源の国際的な移動の進展を背景に、国内においては廃棄物として扱われる循環資源の一部が、アジアを中心とする諸外国に輸出され、国際的にリサイクルされている実態があります。こうした状況の下、日本から輸出される循環資源が、バーゼル条約や相手国の国内環境規制等に違反する場合、不適正な輸出として国際的な問題を引き起こしかねず、バーゼル法及び廃棄物処理法等に基づく廃棄物等の適正な輸出入管理が求められています。

このため、昨今散見される、市町村において家庭等から収集した廃PETボトル等が国内事業者へ売却され、海外に輸出される場合において、廃棄物の適正処理を確保し、廃棄物等の不適正な輸出を防止することを目的として、関係地方公共団体に留意事項を通知として発出したところです。

1. 本件通知の背景

近年、循環資源の国際的な移動の進展を背景に、国内においては廃棄物として扱われる循環資源の一部が、アジアを中心とする諸外国に輸出され、国際的にリサイクルされている実態があります。

こうした状況の下、平成16年4月末に、中国政府から、我が国企業が輸出した廃プラスチックに再生利用できないものが混入しており、中国国内法等に違反するとして、日本政府に対し厳正な対処を求める旨の通報があり、平成16年5月以降、中国政府は、日本からの廃プラスチックの暫定的な輸入停止措置を継続しています。

一方、我が国においては、かねてより、市町村において家庭等から収集した廃PETボトル等が国内事業者へ売却され、当該事業者から海外へ輸出される事例が散見されています。

2. 本件通知の内容

上記を踏まえ、環境省は関係地方公共団体に対して、廃棄物等の不適正な輸出を防止するため、以下の留意事項とともに、廃PETボトル等の適正な取扱いについて、関係者等に対する指導を依頼する旨の通知を発出しました。

- (1) 廃PETボトル等の中に残存物や混入物が存在することでそれらの腐敗が進み、強い悪臭を発する等の場合には、バーゼル法第2条第1項第1号ロ(有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書、Y46の「家庭から収集される廃棄物」)に該当するおそれが強く、また、廃棄物に該当する場合もあること。
- (2) 市町村が収集した廃PETボトル等を国内事業者へ売却後、当該事業者が廃PETボトル等を輸出しようとする場合は、当該市町村は、輸出しようとする廃PETボトル等が、再生利用するため分別、洗浄、裁断等により適正に調整された状態のものであるかの確認を行うこと。確認の結果、残余物の混入等に伴い強い悪臭の発生が見られる等の場合には、輸出者に対しバーゼル法等上の手続きをとるよう、指導されたいこと。なお、輸出しようとする廃PETボトル等が廃棄物等に該当するか否かについて判断が困難な場合は、積極的に環境省に相談されたいこと。

環 廢 企 発 第 050119001 号
環 廢 産 発 第 050119001 号
平 成 1 7 年 1 月 1 9 日

各都道府県知事 } 殿
各政令市市長 }

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

廃 P E T ボトル等の不適正な輸出の防止について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力を賜っており、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 1 0 8 号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）（以下「バーゼル法等」と総称する。）に基づく特定有害廃棄物等及び廃棄物（以下「廃棄物等」と総称する。）の不適正輸出の防止について、情報提供及び指導を依頼しているところである。

近年、循環資源の国際的な移動の進展を背景に、国内においては廃棄物として扱われる循環資源の一部が、アジアを中心とする諸外国に輸出され、国際的に再生利用されている実態がある。こうした状況の下、日本から中国向けに輸出されたプラスチックくずの中に、再生利用できないものが混入し中国国内規制等に違反しているとして、中国政府が、日本から中国向けに輸出されるプラスチックくずの船積前検査を暫定的に停止するといった事態が生じるなど、循環資源の不適正な輸出は国際的な問題になりかねないところである。

こうしたことから、昨今散見される、市町村において家庭等から収集したポリエチレンテレフタレート製の容器等（以下「廃 P E T ボトル等」という。）が国内事業者売却され、圧縮等の後に当該事業者から海外に輸出される事例において、廃 P E T ボトル等は、その状態等によっては廃棄物等に該当する可能性があることから、廃棄物の適正処理を確保し、廃棄物等の不適正な輸出を防止するため、貴職におかれては、下記事項に留意の上、廃 P E T ボトル等の適正な取扱いについて、貴管下市町村及び関係者に対する指導方よろしく願います。

記

- 1 廃 P E T ボトル等の中に残存物や混入物が存在することでそれらの腐敗が進み、強い悪臭を発する等の場合には、バーゼル法第 2 条第 1 項第 1 号ロ（有害廃棄物の国境を越

える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書 II、Y46 の「家庭から収集される廃棄物」) に該当するおそれが強く、また、廃棄物に該当する場合もあること。

- 2 市町村が収集した廃PETボトル等を国内事業者へ売却後、当該事業者が廃PETボトル等を輸出しようとする場合は、当該市町村は、輸出しようとする廃PETボトル等が、再生利用するため分別、洗浄、裁断等により適正に調整された状態のものであるかの確認を行うこと。確認の結果、残余物の混入等に伴い強い悪臭の発生が見られる等の場合には、輸出者に対しバーゼル法等上の手続きをとるよう、指導されたいこと。なお、輸出しようとする廃PETボトル等が廃棄物等に該当するか否かについて判断が困難な場合は、積極的に環境省に相談されたいこと。

15. 「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現に向けて」について

経済産業省HP（http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/global.html）の内容を元に環境省で作成。

我が国からアジア各国への再生資源の急増や、海外に進出している日系企業が適正な廃棄物処理を行う必要性の高まりなどの状況を踏まえ、産業構造審議会廃棄物リサイクル小委員会では、新たに、「国際資源循環ワーキンググループ」を平成16年5月設置し、特に、我が国との関係が深いアジア域内での適正な資源循環・廃棄物処理・リサイクルを促進するため、

1. アジア各国から我が国という適正な資源循環
 2. 我が国からアジア各国という適正な資源循環
 3. アジア現地進出日系企業における適正な廃棄物処理・リサイクルの促進
- という観点から、問題点の把握及び対応策の検討について、同年6月から10月まで5回の審議が行われ、その結果について報告書「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現に向けて」が取りまとめられた。

(1) 「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現に向けて」の概要

国際資源循環問題を巡る現状

本章では国際資源循環問題の現状分析を行った。

第1節「循環資源の越境移動の現状」では、アジア各国における鉄スクラップや古紙等の循環資源輸入量の急増、本年5月の中国による我が国からの廃プラスチック輸入停止措置、国内での製造が終了したブラウン管テレビに用いられるガラスカレットの問題について言及。

第2節「アジア各国における循環型経済社会の構築に向けた取組」では、経済成長に伴い廃棄物問題が深刻化しているアジア各国の循環型社会構築に向けた取組状況について説明。

第3節「我が国における循環型経済社会の構築に向けた取組」では、我が国国内の政策動向とともに、我が国企業の新たな動きを紹介。我が国企業の新たな動きとしては、「海外拠点に広がる環境配慮活動」「我が国廃棄物処理・リサイクル産業のアジア展開」「国際的なリユース・リサイクル網」「設計・製造段階からの環境配慮の推進」を指摘。

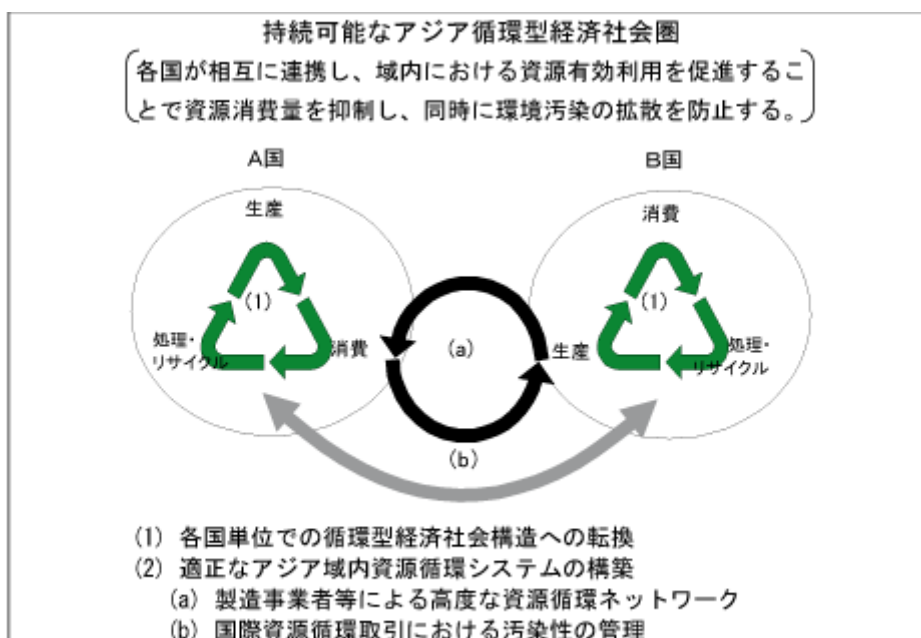
対応に向けた基本的な方向性と視点

本章では、国際資源循環問題についての、基本的な方向性や視点について整理を行い、長期的な構想として「持続可能なアジア循環型経済社会圏」の構築を目指すことを提言。

第1節「国際資源循環問題に係る中心的課題」では、国際資源循環問題においては、廃棄物等に係る不適正処理を如何にして根絶するか、という課題（汚染性の問題）と、資源有効利用を如何にして促進するか、という課題（資源性の問題）の両立をいかに図っていくかが問題であり、環境汚染の防止は資源有効利用の前提である、という確固たる方針でもって臨む必要があることを指摘。

第2節「基本的な方向性と視点」では、各国内の取組を基本とした対応の重要性や汚染防止のための確実性・信頼性に裏付けされたトレーサビリティの確保の重要性について指摘するとともに、他にも基本的視点として、各国制度間の国際的整合性の確保、企業取組の促進、複層的な視点での対応・役割の整理、静脈物流の経済性・効率性向上、といった点についても指摘。

第3節「持続可能なアジア循環型経済社会圏」においては、各国単位の循環型経済社会の構築に向けて取り組みつつ、適正なアジア域内資源循環システムを構築していくという「持続可能なアジア循環型経済社会圏」のコンセプトを整理。



持続可能なアジア循環型経済社会圏構築のための課題

～具体的な考え方・各主体が果たすべき役割～

本章では、持続可能なアジア循環型経済社会圏構築にあたって必要な課題を、各国単位での循環型経済社会構造への転換、適正なアジア域内資源循環システムの構築、という二つの観点から整理。

第1節「各国単位での循環型経済社会構造への転換」では、制度構築や廃棄物処理・リサイクル産業の育成を行っていく上で、我が国とアジア各国との情報交換を密にしていくこと等の重要性を指摘しています。また、我が国の対応として、今後も国内における循環型経済社会形成の取組を一層強化していくとの原則の下、産業構造上海外の生産工程に戻した方が高度な有効利用ができる資源については、輸出を促進していくべき、といった点等について言及。

第2節「適正なアジア域内資源循環システムの構築に向けて」では、適正な資源循環システムの条件として、確実性・信頼性に裏付けされたトレーサビリティの確保等の点を指摘し、さらに、各国当局による水際の監視強化を行う一方で、製造事業者等による高度な資源循環ネットワークや、トレーサビリティの確保によって汚染性の管理がされた循環資源の取引、あるいは処理等によって汚染性が除去された循環資源の取引については、各国国内の循環システムに悪影響を与えない限りにおいて、輸出入を促進していくべき。

我が国における今後の総合的な施策展開の方向性

本章では、持続可能なアジア循環型経済社会圏構築にあたって、我が国として今後行っていくべき総合的な施策展開の方向性について整理。

第1節「政策対話の実施」では、アジア各国との政策対話（グリーンエイドプラン（GAP）政策対話を含む）を行い、トレーサビリティシステムについても両国間で検討し、検討や理解が進んだ段階で将来的には循環資源越境移動に関する二国間協定や地域レベルの協定も将来的に視野に入れて検討することとする。

第2節「情報の共有化」では、政策対話等を通じて各国ルール、廃棄物処理・リサイクル業者に関する情報の共有化を行うことや、域内資源循環の流れの実態把握のため統計の整備等を検討していくこととする。

第3節「アジア各国における循環型経済社会の構築に向けた支援」では、技術協力として制度構築支援やソフト面のキャパシティビルディングを行うことや、人材育成・交流、環境教育として人材育成事業や3Rイニシアチブ閣僚会合時の国際シンポジウムの開催、金

融面での支援として国際協力銀行の投資金融等の積極的な活用を検討していくこととする。

第4節「アジア域内における資源循環ネットワークの構築に向けた施策」では、トレーサビリティを確保した資源循環ネットワークの構築に関して、トレーサビリティ確保のための具体的手法等について検討を進めていくことや、リサイクルポート等の施策を進めることで静脈物流システムの構築を図っていくこと、欧州をはじめとする各国法制度の整合性や透明性の確保のため協調していくことを含め、OECDやG8等の国際機関等との連携を進めていくことを検討していくこととする。

(2)「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現へ向けて」の抜粋

3. 持続可能なアジア循環型経済社会圏構築のための課題

～具体的な考え方・各主体が果たすべき役割～

3.1 各国単位での循環型経済社会構造への転換

3.1.2 日本：資源有効利用を極大化したより高度な循環型経済社会の追求とアジア各国への貢献

アジア各国に先駆けて循環型経済社会の構築に取り組み、今や世界最高水準の法制度を整備している我が国としては、現状に甘んじることなく今後とも循環型経済社会の形成に向けた取組を強化することにより、他のアジア各国の取組に対しリーダーシップを取っていくことが重要である。

(b) 輸出への対応

経済合理的な観点のみによって廃棄物等を輸出することについては、輸出された循環資源が海外において不適正処理される可能性が高いことから、行うべきではない。他方、産業構造上、海外の生産工程に戻した方が高度な有効利用ができる資源（ブラウン管ガラスカレット等）については、汚染防止の措置が講じられていることを条件に輸出を認め、国境を越えた資源循環を図っていくべきである。

また、循環資源の排出者（地方自治体含む）は、たとえ有価で海外の輸出事業者へ売却可能な場合であっても、部品等の有用な部分のみがリユース・リサイクルされ、残渣が不適正に処理されるという懸念に対応し、輸出に際しては排出者自らが残渣の処理についても我が国と同等の処理が行われるという確認を行うことが重要である。

なお、アジア各国における将来的な素材供給能力の増強や素材需要伸び率の鈍化の可能性を踏まえると、アジア域内における循環資源の需要が今後も継続的に高まるか否か不透明な点については、留意していく必要がある。

(d) 国内リサイクルシステムにおける国際的視点に係る配慮

従来、我が国国内のリサイクル関連制度に関しては、国内での処理を原則としており、国際的な資源循環システムを制度の中で明確に位置づけることをしてこなかった。しかしながら、経済のグローバル化が進んでいる中で、廃棄物等の処理・リサイクルに関する法制度・システムに関しても、国際資源循環を考慮した検討が求められている。今後、国内リサイクルシステムを構築していくにあたっては、他国での制度整備状況や国際資源循環システムとの関係を視野に入れていく必要がある。

